

自動販売機設置事業者募集要項

秋田県立鷹巣技術専門校では、県有施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に規定された暴力団及び暴力団員でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定された暴力団と密接な関係を有しないこと。
※暴力団と密接な関係を有するとは、次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 暴力団員が役員になっている事業者又は実質的に関与している。
 - イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している。
 - ウ 次に掲げる行為をしている。（事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。）
 - (ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為
 - (イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為
 - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している認められる行為
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。
- (7) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を全て誠実に履行した実績を有していること。
- (8) 秋田県税を滞納していないこと。

3 入札に付する事項等

(1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借

(2) 貸付場所及び面積

物件番号	所在地	貸付箇所	台数	位置図	貸付面積
1	北秋田市綴子字街 道下 191 番地	鷹巣技術専門校 管理棟 1 階 自販機コーナー A	1	別紙のと おり	1.25m ²
2		鷹巣技術専門校 管理棟 1 階 自販機コーナー B	1		1.25m ²

※貸付面積には放熱余地、転倒防止器具等、回収ボックス設置部分を含みます。

(3) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（自動更新なし）

4 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければなりません。

(1) 提出期間

令和 8 年 2 月 13 日（金）から令和 8 年 3 月 5 日（木）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間

(2) 提出場所

北秋田市綴子字街道下 191 番地

秋田県立鷹巣技術専門校 総務チーム

電話：0186-62-1626

(3) 提出書類（提出部数各 1 部）

提出書類	法人	個人
① 入札参加申込書	○	○
② 住民票及び身分証明書（市町村発行のもの）		○
③ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	○	
④ 誓約書（設置実績を確認できる書類添付）	○	○
⑤ 役員等名簿	○	
⑥ 印鑑証明書	○	○
⑦ 秋田県税の滞納の無い旨の証明書	○	○
⑧ 秋田県に本店、支店又は営業所を有することが確認できる書類	○	
⑨ 設置する自動販売機のカタログ	○	○

※②、③、⑥、⑦については、原則発行後 3 ヶ月以内の原本とするが、他の県有施設の入札へも参加する場合は、写しでも可とします。

（4）提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参か郵送により提出することとし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 質問書及び回答について

（1）受付期間

令和8年2月13日（金）から2月24日（火）までの日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

（2）提出方法

質問書（秋田県所定様式）を持参、郵送又は電子メールで送付してください。

（3）質問者への回答

質問者に対し電子メールで個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和8年3月3日（火）までに秋田県公式ウェブサイトに掲載します。

6 入札参加資格の確認等

上記4（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年3月6日（金）までに、申請者あて結果をFAX等により連絡します。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

7 入札及び開札の日時及び場所

（1）日時

令和8年3月11日（水） 物件番号1 午後2時00分
物件番号2 午後2時15分

（2）場所

北秋田市綴子字街道下191番地
秋田県立鷹巣技術専門校2階会議室

8 契約

落札者決定後、令和8年3月13日（月）までに、落札した者と県有財産賃貸借契約を締結します。

なお、契約は設置区画毎に契約書を作成することとします。

9 問い合わせ先

郵便番号018-3301

秋田県北秋田市綴子字街道下191番地

秋田県立鷹巣技術専門校総務チーム

TEL：0186-62-1626

FAX：0186-62-3923

E-mail：ts-takanosu@pref.akita.lg.jp